

# 議会運営委員会

平成24年12月17日午前9時00分から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中西 和夫                      ○木澤 正男                      小野 隆雄  
飯高 昭二                      辻 善次  
嶋田 議長

## 2. 欠席委員

中川 靖広

## 3. 理事者出席者

総務部長 西本 喜一

## 4. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏                      同 係 長 安藤 容子

## 5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小野委員、飯高委員

委員長

おはようございます。

ただ今の出席委員は5名で、中川委員より、欠席の連絡を受けております。定足数に達しておりますので、ただいまより、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

本日の、会議録署名委員に、小野委員、飯高委員を指名いたします。

両委員には、よろしく願いをいたします。

本日の議事は、レジメに記載のとおりでございます。

まず初めに、協議事項（1）平成24年第4回斑鳩町議会定例会について、①付議議案の取扱いについてを議題といたします。

各委員会に付託されておりました議案につきましては、最終日の本会議で委員長報告の後、表決となりますが、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧いただきたいと思っております。

各常任委員会に付託されました22議案のうち、議案第53号については賛成多数で可決、他の町長提案の20議案については、満場一致で可決すべきものと決しております。また、陳情第6号については、満場一致で不採択すべきものと決しております。いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで討論の有無について確認をさせていただきたいと思っております。

ただ今、申しあげました議案のうち、議案第53号、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）については、本会議においても討論になると思いますが、その他の議案で、皆さんの中で討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があると他の議員さんからお聞きになっている議案などがございましたら、議長次第にも関わってまいりますので、あらかじめお聞かせをいただけたらと思っておりますが、ございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長 現在のところ、議案第53号のほかには、討論の予定はないものと確認をしておきます。

なお、本会議における討論につきましては、これまでの例により賛否の討論者を、それぞれ1名とすることで確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

① 議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題といたします。委員会条例等の改正については、のちほどご協議いただきたいと思います。このほかに現在までに、追加日程となるものはございませんが、議員皆さんのほうから提案等の予定をされている、あるいは提案等の予定があるとお聞きになられているものはございますでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、現在のところは議員提案の予定はないということで確認をしておきます。

追加日程として上げさせていただく予定のものは以上ですが、これまでのところで、質疑ご意見等ありましたら、お受けいたします。

( な し )

委員長 それでは、最終日の議事運営については、以上のように進めていただきますので、議長には進行方よろしく願いをいたします。

平成24年第4回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2)次期定例会の日程についてを議題といたします。

皆さんのお手元にお配りをいたしております日程案について、事務局から説明を願います。 藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは、次期定例会の日程案につきましてご説明をさせていただきます。お手元にお配りをいたしております平成25年第1回斑鳩町議会定例会日程表（案）をご覧くださいと思います。

通例でいきますと、3月の第1月曜日となります4日を初日とするところですが、3月につきましては、年度末でありますし、各種行事等が予定されており、非常に日程の組みにくい事情もございましたことから、3月1日（金）を初日とし、定例会日程を組まさせていただきます。1日の初日本会議は、午前9時開会とし、本会議終了後に広報発行常任委員会。2日（土）から5日（火）までを休会とし、6日（水）、7日（木）を一般質問としております。そして、8日（金）を予算決算常任委員会の1日目といたしまして、12日（火）、13日（水）の3日間を当初予算審議のための予算決算常任委員会といたしております。この11日（月）でございますが、町長が岩手県大槌町の震災被災者の合同慰霊祭に出席をされるということで、この日を休会としたものでございます。また、12日は農業委員会がございませぬけれども、予算決算常任委員会には、農業委員になっております議員さんがおられませぬので、この日に委員会を入れさせていただきました。そして、14日（木）に建設水道常任委員会、15日（金）に厚生常任委員会、なお、この日につきましては中学校の卒業式がございませぬので午後の開会といたしております。18日（月）に総務常任委員会、19日（火）に補正予算審議のための予算決算常任委員会としております。なお、この日は小学校の卒業式がございませぬので、午後からの開会といたしております。そして、20日（水）は祝日となりますので休会。21日（木）に議会運営委員会、この日には幼稚園の卒園式がございませぬので午後の開会となります。そして、22日（金）から24日（日）まで3日間を休会とし、25日（月）を最終日とする日程案でございます。これにつきましても通例でございますと、最終日は、平日2日間の休会日をとってございましたが、年度末の多忙な時期でもありますことから、1日繰上

げをさせていただきますして25日としたものでございます。会期は25日間となっております。

なお、3月には、県の議長会と町村会の総会が毎年開催をされておりますが、現在までのところ、総会の日程がまだ決まっておられませんので、その日程次第によっては、今後、あらためて調整をしていただくこともございますので、あらかじめご了解をお願いいたしたいと思っております。

以上、日程案のご説明とさせていただきます。

委員長 　ただ今、事務局から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等ございましたらお受けいたします。

( 　 な 　 し 　 )

委員長 　それでは、平成25年3月定例会の日程については、お手元の日程表の案のとおり予定をしておくということで、委員会として確認をしておきたいと思っておりますがご異議ございませんでしょうか。

( 　 異議なし 　 )

委員長 　異議なしと認めます。次期定例会につきましては、予定ということで確認をしておきます。

総務部長のほうから他に何か報告等はございますか。

西本総務部長。

総務部長 　特にございません。

委員長 　総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことにいたします。ご苦勞さまでした。暫時休憩いたします。

( 　 午前9時 6分 休憩 　 )

( 　 午前9時 6分 再開 　 )

委員長

再開いたします。

次に、（３）議長諮問について、①議会改革と議員定数についてを議題といたします。

議員定数の関係につきましては、最終日の本会議終了後に全員協議会を設定していただきましたので、これについては、議員皆さまに議論をいただいで、あらためて取扱いをしていきたいと思ひます。

議会構成の関係でございますが、来年度に向けて議会構成を変更していくこととなりますと、３月定例会までに結論を得なければ、時間的にも間に合わないかと思ひますので、本日は、議会構成、特にまた、議員皆さまからご意見の多かった予算決算常任委員会について、いろいろご意見をいただき、論点を整理していきたく思ひますのでよろしくお願ひをいたします。

それでは、委員皆さまのご意見をお受けいたします。

小野委員。

小野委員

今、委員長、前の打合せどおり運んでいただいでいますので、議会構成もね、最終的には議員定数が確定しなかつたらね、ちょっと難しい話もあると思ひんです。ただ、ということは委員会の定数をどうするかによつても、委員会の数、構成についても変わってくると思ひますのでね。今、仮にこの定数だつたらというような話も出てくるんかなと思ひから、あまり議論しないほうがいいのかなと思ひています。３月議会で同じく定数を触るのか、触らないのか、そのままなのかということも含めて、３月議会で議会構成、委員会条例のね、改正を出す日程でしたほうがいいと思ひますし、今日のところは全協のね、定数についての皆さんの意見を聞かせてもらつて、それらが固まると同時に一緒にやつたほうがいいのかなと。基本的には予算決算常任委員会をね、不要という言い方をしたらまずいかなと思ひけど、いらぬという意見も多かつたし、この委員会の中でもそういう雰囲気ですので、そしたらそれだけを触るのかということもありますし、私この前、前々回ですかね、提案させてもらつてるように福祉課と教育委員会とで、ひとつの委員会をつくつたらど

うだろうという、それも一応皆さんに検討してもらいたいなと思います。それも定数が確定したほうが、確定というか、皆さんの意見の一致を見た上での話になってくると思いますので、今日のところはそのままでもいいてもらえたらなと思いますけども。

委員長 今、小野委員言われたのは、最終日の全協で一応この定数についての協議していただくと。その結果を聴いて、また改めてこの委員会構成を考えたかどうかということですね。他の委員さん、ご意見どうですか。  
飯高委員。

飯高委員 今までから、各、委員以外の方からいろいろとこの委員会構成の中で、特に委員長も言われましたように、予算決算常任委員会ですね、見てみますとやはり特別委員会にしたかどうかということ。今、小野委員言われました定数との関係もあるかなと思いますけれども、差し支えなかったら、これは、変えられることであるのであれば、その方向で協議を進めていってはどうかと、私は思うんですけども。

委員長 辻委員。

辻委員 私は、定数については、最終の全協で聴くということで前回、言われてます。いろんな方の、定数削減する人はありますけども、その削減の人数、なかなか、1人だったり2人だったり3人だったりということで、ちょっとまとまりがないような気がしますので、その辺は全協でまたお話するということですので。あと、特別委員会、予算決算常任委員会については、今、小野委員言いはる厚生もありますけども、先に一番意見出ているのは、予算決算の委員会を特別委員会ということで話が多いので、その辺を先にいっぺん整理してもらったほうが、これは4月以降するのか、3月の、この第1回の定例会であるのか、その辺もいろいろありますので、その辺を先にいっぺん考えてもらったほうがいいのかと違うかなということだと思います。

委員長

小野委員。

小野委員

だからね、予算決算常任委員会は廃止するという方向はもう皆さん、そしたら、今、辻委員おっしゃるように、それはここで決定しても、この12月の最終日にそこだけ削除と、そういう一応出して、また3月に全体の定数も固まって、そうした時に、どうするというところをやるんだらね、2回もそれ出す必要ないやろうし、今、4月以降とか言う話やったら、それも論外ですね。3月議会で次の年度の始まる時に、構成を全部さわらなアカんと。だから、年度の途中で委員会構成を触るということは、その次の年度からしか適用できない。私もはっきり言ってね、特別委員会に戻すっていかね、常任委員会にはしないという、以前にあったそういう形で結構やと思いますし、また、中には広報常任委員会を特別委員会にという意見もあったんですけども、これはね、ちょっと意味が違うなということも思ってますからね、広報常任委員会はそのまま残すべきだと思うし、今のところ議論できるのはそれだけかなと思うからね。最終日のいろんな皆さんの意見を聞いて、定数のことについても方向付けができて、その閉会中にでもやれば、私は十分これは間に合うと思いますし、3月にとということで。次に、一部委員会条例の改正について出してもらってますので、これがいつするのかということも影響するんだと思いますねけど。もうだいぶ意見は出尽くしてあるから、あと固めるだけやと思いますし、固めるための要素としての定数もありますので、それ一緒にされたほうがいいかなと思います。

委員長

木澤委員。

木澤委員

私も皆さんおっしゃっているように、今回ですね、予算決算常任委員会を廃止するという方向性だけ確認させていただいて、最終日の全協で定数についてご意見をいただいて、その後に議会運営委員会を開催して、3月定例会までに委員会構成についてまとめていくと、予算決算常任委員会が例えば特別委員会になるのであれば、その選出方法をどうするかという形で議論をしていくのがいいのかなというふうに思います。

委員長　　そういう形で今回まとめさせていただいてよろしいですか。  
どうですか。　嶋田議長。

議　長　　定数問題については、現状でいくのか、また削減するのか、増やすのかは、今、この答申いただいたとしても、やるのは2年後のことであって、それまでは15名で議会は機能していくんやから、その定数問題というのはあまり考えんと、あと委員会構成をどうやっていくのかとはまた別問題ではないのかなと、僕自身はそのように思っておりますけども。

委員長　　小野委員。

小野委員　　次の通常選挙から適用ということになりますので、ちょうど何年前になるのかな、17年に定数条例を改正して、15名としたという、19年度の選挙からしてます。ただ、そのあとにもう1度諮問を受けて、自治法の一部改正になったのでということで、議論して定数はそのままということできている、宿題は残っているということもありますのでね。今議長おっしゃるとおりで、そしたら定数を変えられないねんから、私もちょっと考え違いしてました。定数変えようとしたら、委員会構成も変わってくるというのは、このあと2年の任期の間には定数は変えられないねんから、議員定数変えられないのでね、今の定数で委員構成をもっと煮詰めていく、そういうことになると思います。

どちらにしても3月議会に上程、議員発議するということになってくると思いますので、今から、この12月議会に成文化は難しいかなと思いますねんけども、先ほど副委員長が意見として言ってもらっているような形で、進められるのが一番いいかなと思います。

委員長　　それまあ、この全協で話させていただいて、その結果とあわせて、構成の関係も協議していくということで、先ほど議長言われたように、定数は変えられないということになりますので、当然、その今の15名の形での構成の仕方になってきますから、今の段階での常任委員会、予算決

算を特別会議にするという形での決め方もやっていってもおかしいことではないのかなと思いますけど、どうですやろ。 小野委員。

小野委員 1 2 月議会に出すということですかね、委員長は。

委員長 せやから、上程の時期というのもありますんでね、またその間で、休会中にまた委員会開くとかいうようなことになってきますんで、その辺休会中もまた出てきて協議していこうと言っていただけるのであれば、時間かけてゆっくりやっていったらいいかなと思いますねんけども。  
小野委員。

小野委員 今までいろんな議論してきて、それから予算決算常任委員会を廃止ということは、全体の方向、この議運の中でも、全体そういう形やったと思うんですがね。そしたら廃止したときに、委員構成がどうなるんかとか、今の委員の定数をどうするんだとか、それやとか、特別委員会での選考の仕方、それは条例じゃないんですが、ありますのでね、それらもきちっと整理することも必要だと思います。この2日間でね、最終日に出すということは、ちょっと私は困難だと思いますので、やはり閉会中にまた招集していただいて、成文化に向けて、皆さんに全協かなんかで提示して、3月議会ということをお願いしたいなと思います。

委員長 そしたら、この件につきましては、全員協議会のほうで定数の関係とか協議していただき、それとあわせてこの委員会の構成、また協議していきたいと。その中で先ほどちょっと私も言いましたけども、閉会中に皆さん何回かご足労かけるとは思いますけども、またよろしくお願ひしたいと思います。

それと、予算決算常任委員会の廃止をしていくということの確認だけさせていただくと、それでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長        それでは、次に、②の長期欠席議員の議員報酬等の支給についてを議題といたします。

                 前回の委員会で、特例条例の骨子、条例素案を提出させていただいておりますので、本日、委員皆さまのご意見をいただいて、一定のとりまとめをしていきたいと思っております。なお、初日の全員協議会で、議員皆さまのご意見もお願いをしたところでございますが、現在までに、ご意見はございませんでした。

                 それでは、委員皆さまのご意見をお受けいたします。    辻委員。

辻委員        前回示させていただいた、あのおりで私はそれでええと。いろんな日数の関係はいろいろ個々に意見違いますけども、まとめてもらったやつで、それで出してもらったら、それで結構やと思っております。

委員長        今、辻委員のほうから、素案のほうでいいのではないかということでございますけども、そのように取り扱いさせていただいてよろしいですか。

                 ( 異議なし )

委員長        前回の委員会で提出をいたしました素案をもって、長期欠席議員の議員報酬等の支給に関する条例案といたしたいと思っておりますが、これでご異議ございませんでしょうか。

                 ( 異議なし )

委員長        ご異議がないようですので、素案をもって条例案とすることにいたします。

                 それでは、次に、条例案の提出についてご相談をさせていただきます。まず、提出の時期でございますが、この12月議会の最終日に提案をしていくのがよいか、諮問に対する答申を3月にしなければなりませんので、これに合わせて3月定例会に提出していくのか。また、発議方法と

して、委員会発議にするのかどうかについて、皆さまのご意見を願いたします。 木澤委員。

木澤委員 今回、こういうふうに、ひとつひとつ条例改正については整理をしていくということで、いろいろ今後、また組み合わせ等も変わったりとか、委員会構成の関係で条例改正が必要になってくるかもしれませんが、いろいろ事務局のほうにお聞きしますと、ひとつひとつ整理していくほうがいいということも聞いておりますので。今回こういう形で準備している分については、私は議運の委員会発議でもいいのかなと。今回、12月議会で整理をするということで。

委員長 嶋田議長。

議長 これは議長諮問についてですね、そしたらやっぱり答申後の発議というのが本来の姿ではないかなと、私は思うんですけども。

委員長 暫時休憩します。

( 午前9時27分 休憩 )

( 午前9時29分 再開 )

委員長 再開します。 木澤委員。

木澤委員 ちょっと私勘違いしてまして、議員報酬に関する関係については、議長おっしゃったとおり、答申を出した後に改正をしていくべきかなと思いますので、3月議会で提出をしていくという形がいいかなと思います。

委員長 発議方法については。 木澤委員。

木澤委員 やっぱり議運でまとめたということもありますんで、議運の発議ということで。

委員長 委員会発議ですね。今、木澤委員のほうから、3月定例会に上程、発議については委員会発議ということでございますけれども、こういう形で取らせていただいでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、この3月定例会に、委員会発議をもって提出をしていくことにいたします。

議長諮問につきましては、以上で終わります。

次に、(4)地方自治法の一部改正に伴う委員会条例等の改正についてを議題といたします。

前回の委員会で、ご意見のとりまとめができましたので、そのご意見をもとに、委員会条例、会議規則、先例と慣例の改正案を作成いたしました。まず、これらについて、事務局から説明をしてもらいます。

藤原議会事務局長。

議会事務局長 まず初めに、斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

まず、斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)をご覧くださいと思います。

3枚目の要旨のほうから説明をさせていただきます。

この条例改正につきましては、地方自治法の一部改正により、委員の選任等に関する事項が条例委任されたことに伴い、所要の改正を行うとともに、常任委員会の所属義務規定が削除されたことに伴い、議長は常任委員会に所属しない規定を設けるというものでございます。

改正内容につきましては、要旨にもまとめておりますけれども、新旧対照表によりご説明をさせていただきたいと思います。2枚目の新旧対照表をご覧くださいと思います。

これまで第2条のただし書きに、議員は少なくとも2つの常任委員会に所属するものとする、という規定をここで定めておりましたが、委員

の選任に関する規定でございますので、第7条にこの規定を移し替えております。この左側の新の第7条ですが、これまでありました第1項から第4項につきましては、そのままとし、それぞれ第4項から第7項に繰り下げております。そして、新たに第1項としまして、議員は、少なくとも2つの常任委員会に所属するものとする。これは、先ほど申しあげましたように第2条から移し替えたものでございます。そして、ここで、ただし書きとして、議長は、常任委員会に所属しないものとするという規定を設けております。議長につきましては、これまで先例と慣例におきまして、予算決算常任委員会と広報発行常任委員会に所属をするという申し合せがございましたので、この2つの委員会の定数をそれぞれ1名ずつ減少させております。それが、第2条の第4号と第5号でして、第4号の予算決算常任委員会については、定数を7人から6人に、第5号では、広報発行常任委員会の定数を6人から5人に改正をするものです。

次に、第7条の第2項でございますが、常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。そして、第3項では、特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する、ということで、この2つの項の規定につきましては、改正前の地方自治法で規定をされておりました規定でございます。また、全国議長会の標準会議規則の改正案と同じものでございます。

改正内容につきましては以上ですが、1枚目をご覧いただきたいと思っております。下のほうですけれども。付則に施行期日と経過措置を定めております。第1項の施行期日でございますが、地方自治法の改正規定のうち、この委員会関係の改正につきましては、政令で定める日となっておりますことから、その日をもって施行期日としております。

次に、第2項の経過措置でございます。現に改正前の地方自治法及び委員会条例に基づき設置した委員会がございまして、これに改正後の規定を適用することはできませんので、経過措置といたしまして、旧条例の規定により設置された委員会については、なお従前の例によるということをお定めております。

委員会条例の改正につきましては、以上でございます。

次に、斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。資料の最後の4枚目の要旨をご覧くださいと思います。

この規則改正につきましても、地方自治法の一部改正により、本会議においても委員会同様、公聴会の開催あるいは参考人の招致ができることになったため、その手続きを定めるとともに、条項ずれが生じておりますので、条文の整理を行うものでございます。

改正の内容ですが、要旨にもまとめておりますけれども、これにつきましても新旧対照表によりご説明をさせていただきます。2枚目の新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、第17条ですけれども、地方自治法第115条の2が第115条の3に改められたことによる改正で、次の第73条につきましても、法第109条の2第4項が法第109条第3項に改められたことによる改正でございます。

そして、本会議における公聴会の開催、参考人招致ができるようになりましたことから、第14章として公聴会の手続きについて、次の第15章として参考人の手続きの規定を追加することとし、新たに2章を挿入いたしております。

この関係につきましては、全国議長会の標準会議規則の改正案どおりのものを入れております。

まず、第14章の公聴会でございますけれども、第117条として公聴会開催の手続きについて規定をしております。議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定するというところで、公聴会の開催については、議会の議決によりこれを決定するというところで定めております。

次に、第2項に、公聴会開催日時等の公表について定めておきまして、議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示するとしております。

次に、第118条として、意見を述べようとする者の申し出について定めており、公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならないことを規定しております。

次に、第119条として、公述人の決定方法について定めており、第1項では、公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等、これを公述人と呼びますがけれども、公述人は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知するものとしたしております。

第2項では、あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならないことを規定しております。

次に、第120条として、公述人発言のルールを規定しております。第1項では、公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならないこととし、第2項では、前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならないこととし、第3項では、公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができることを規定しております。

続きまして、次のページをご覧くださいと思います。第121条として、議員と公述人の質疑について定めており、第1項では、議員は、公述人に対して質疑をすることができることとし、第2項では、公述人は、議員に対して質疑をすることができないことを規定しております。

次に、第122条としまして、代理人又は文書による意見の陳述について定めており、公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は、文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでないということを規定しております。これにつきましては、障がい者や高齢者の方が公述人になるというケースも考えられますことから例外規定を設けているものでございます。

続きまして、第15章、参考人についてでございます。

第123条として、第1項では、議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定することを規定しております。

第2項では、前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならないことを規定しております。

第3項では、参考人については、第120条、第121条及び第122条の規定を準用するという事で、先ほど公述人のところで申しあげましたように、発言や質疑、代理人又は文書による意見の陳述について、公述人の規定を準用することといたしております。

なお、この公聴会と参考人の規定でございますけれども、斑鳩町議会委員会条例で定めております公聴会と参考人の規定と比べまして、本会議と委員会の違い、すなわち、委員会では公聴会の開催は、議長の承認、また、本会議では、議会の議決という委員会と本会議の違いはございますものの、その他の手続きにつきましては、ほぼ同じ内容となっております。

その後の改正につきましては、2つの章と条文を追加したことに伴います、章番号と条番号のずれの改正でございます。

なお、この会議規則の改正の施行期日でございますけれども、既に、この関係の地方自治法改正が9月5日から施行をされておりますことから、公布の日から施行することといたしております。

続きまして、3つめの先例と慣例の改正につきまして、ご説明申し上げます。この関係につきましては、先ほどの委員会条例の改正のところで申しあげましたように、議長の委員会所属をしないこと改めることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

先例と慣例の一部改正の新旧対照表(案)をご覧くださいと思います。

常任委員の選任の方法を申し合わせました事項ですが、中段に予算決算常任委員の選任を、3常任委員会から選出した6名と議長で7名というふうになっております。これを、議長を削除し、3常任委員会から選出された6名といたします。また、広報発行常任委員については、3常任委員会から選出された3名と議長、副議長、議選の監査委員の6名になっておりましたが、これも議長を削除いたしまして、5名に改めるものでございます。

そして、一番下ですけれども、議長は、予算決算常任委員及び広報発行常任委員とするが、会議に諮り原則として委員を辞任するという定めについて、削除するものでございます。

以上、地方自治法改正に伴います委員会条例等の改正に関するご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何か質疑、ご意見がありましたら、お受けいたします。内容等に問題ございませんか。

( な し )

委員長 そうしたら、提案時期でございますけども、この12月提案ということでもらせてもらってよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 それでは、斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について、また、斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則については、お手元の改正案のとおり改正することにしまして、最終日に、議会運営委員会の発議をもって提出していきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

それでは、委員会条例と会議規則の改正案につきましては、最終日に委員会発議をもって提出をいたします。

なお、委員会条例の改正に伴う先例と慣例の改正案につきましても、最終日の全員協議会にお諮りをしていただくことといたします。

続きまして、(5)地方自治法第109条第7項にかかる委員会発議についてを議題といたします。

前回の議論を整理いたしますと、地方自治法第109条第7項では、議会に議案を提出することができるかと規定され、この議案の提出については、文書をもってしなければならないとだけしか規定をされておられませんので、法令上は、委員会の全委員の一致がなくても議案が提出でき

ると解釈できますので、法令上の問題はないということに関しては、どなたも異論はないと思います。そうしますと、この委員会発議をするときに、全委員の賛成がなければ委員会発議をしないというふうに、斑鳩町議会として、そういう申し合わせをするのか、しないのかということになるかと思っておりますので、本日は、その点について、議論をいただきたいと思っております。

それでは、委員皆さまのご意見をお受けいたします。 小野委員。

小野委員 ちょっと局長に教えてもらいたいんですがね。付託してきた案件で、結論をその委員会が出さなかんものなのか、例えば賛否両論でしたということで、本会議に返してしまうということは問題ないのかね、そしてそうした段階で、委員会でね、私はまあ前回の時も、県議会の陳情書の取り扱いなんかで、あそこはもちろん会派でやっていますので、陳情書の取り扱いを、そこで、議会運営委員会で一応満場一致のものしか付託しないという、そこでワンクッション置いているけども、私どものところではちょっと無理ですので、一旦議運で付託の決定して、委員会で議論したと。そして今でしたら自治法改正になってから、そこで賛否両論であっても採決して可決になったら委員会発議という形を取ってきたという経緯もあるねんけども。この前からちょっといろんな考え方があるなということで思ってたんですがね。付託された、あの時も話してましたけども、やはり本会議と委員会のバランスという形で改正されたようにも私は聞いてますしね、そしたら、付託された、それを委員会としてはこういう結論になったと。だから私は考え方としては、賛否両論でもし可決になったら、それは委員会発議として、重みというんですかね、委員会発議と議員発議の重みという形、それらで委員会発議するべきだということはずっとやってきたんですがね。副委員長も言われることもわかりますし、調べてもらっても、別段そういうのおかしいのと違うかっていう意見もあったということだったら、付託をされた案件、そうしたら委員会としては結局満場一致でいかなかったと、満場一致でいったなら問題ないと思っておりますしね。だけどそこで賛否両論やと、返し方です、本会議へ、委員長がそうしたらまとめられなかった、満場一致に

ならなかったと、そういうことになるのかどうか知らんけど、それで返しておいて、議員発議、議員発議と委員会の委員からの発議とはまた違いますのでね、意味がね。そこらの扱いを一応決めておけばいいのかなと思ったりもするのでね。纏められなかったら、もう一旦そのまま返してしまうという、本会議のほうにね、その返し方なんですけどもね、どのようにしたらいいのかなということもある。委員会発議に切り替えるときどうしたらいいのかなということ。

議会事務 委員会発議のご質問なんですけども、基本的にはケースバイケースで局長 考えていくべき問題かなとは思っております。委員会に付託を受けたから必ずしも絶対に委員会で発議しなければならないというものでもないでしょうし、その事案に応じて考えていくことかなというふうに思っております。ただ、今回、この地方自治法の改正で委員会発議ができるということをされたことについては、いわゆる委員会機能の権能の強化ということが第一に考えられて改正をされたというふうに、私は理解しております。そういう意味から言いますと、斑鳩町は、ご承知のとおり委員会中心主義ということで、委員会の議論を第一に考えましょうということから言えば、この委員会発議することについては、一連の流れとして、大事に使っていけばいいのかなというふうには思っております。

ちょっとお答えになるかどうかわかりませんが、

小野委員 委員会発議とね、私が言わんとするのはね、この議運で、斑鳩町議会の議運で、これはもう配付にとどめておこうやと、それで委員長がこれを議員に配付することによってこういう陳情がでますよと、それによってこれは委員会には付託しないと、委員会には議論しても難しい、難しいといったらおかしいけどもね、まとめにくいやろうというものを出していると思うんですよ。だから委員会発議ができるようになったという、自治法の改正の、局長が説明してもらったとおりでございますしね、それを大事にしたいと思ったら、私は元々からそういう考え方ですから、やはり賛成多数であっても委員会発議する、もちろん否決された場合は別ですけどもね、多数でもするんだと、それが本筋だと私は思っている

んですがね。木澤副委員長からいろんな提案してもらって、いろいろ調べてもらっている中で、やはりそういうことも考えられるんやったら、そこをどうしていくんかなということを考えているんですよ。だから委員会としては結論は出すというか、出そうと思ったら賛成多数ということで、出せるんやからね、採決いうことは、これはね、満場一致しかだめやというような採決の仕方というか議論の仕方はおかしいからね。そのこのこの整理やねんけどね、どないしたらいいのかなという感じです。やはり委員会に付託してきている案件、局長というようなケースバイケースやからということやから、そしたらもうケースバイケースで委員会発議するのか、けどね、逆にそしたら慣例で賛成多数でもってということで、委員長が報告した、委員会の時点については賛成多数ですよ、本会議で言うたけど、それを生かしていこうとしたら、やはり議員発議しかないねんというのはちょっと法改正の本筋からね、ずれていくんかなと。やっぱり、そこにちょっと疑問残るのでね、どういう取り決めをするのかなというのは、1人でも反対者がいたら、拒否権みたいなもので委員会としての発議ができなくなるんだという、法の改正の趣旨から言えば、ちょっとやはりそこらに見込み違いのことが生じてこないかなという心配があるんですよ。違法ではないやろうけども、議員発議ができるんやからそんでええやんかという考え方と、法が改正がなぜされたんかという議員発議を取り入れられたのかという、こういう小さな町議会の委員会と、また県議会とか国会のその委員会とではまた違うんだと思いますけども、やはり委員会中心主義をとってきている斑鳩町議会としては、これはもう、とっていくということは伝統でもあるし、いろいろその時その時に確認してますし、また、合併のときでも、このやっぱり斑鳩町はこういう形で行くという確認してますので、そこらのことを考えていったら、難しい問題です。と思うんで、いい方法を考えていてもらいたい。単に賛成多数で決まったやつは、そしたら議員提案に変えますと、それは私は好ましくない、やったらいけないことだと思います、それだけです、意見として。

委員長

他、ございませんか。 辻委員。

辻委員 私も、委員会主義ということで、委員会重視ということでされますので、委員会に付託された案件については、やはりある程度やっぱり委員会のまとめとして返すべきではないかなということ、小野委員とちょっと同じような感じで思ってます。いろいろ感情あって難しいと思いませんけども、基本的にはやっぱり委員会発議ということで賛成、やっぱり委員会として、本会議に戻すと、委員会の総意じゃないけど、やっぱり委員会でまとめて本会議に戻すということで、やっぱり委員会発議をある程度重視した格好にしたほうがええんちがうかなということ。

委員長 飯高委員。

飯高委員 いろんな付託案件を議運で諮って、各委員会に付託するというので、その時点で、その案件の内容うんぬんということで、議論をしていくというのは難しいし、実際にそれが本当に付託された委員会で全会一致でされるのかどうかということも、これはわからないことです。極力、先ほど小野委員言われましたように、そういう方向性に向いて付託をするとか、配布するとかいうことは、議運のほうでも各委員さんが理解をしながらそういうことをするんですけども、ただ、委員会に付託されて、例えば、好ましいのはやはり全会一致で、委員会発議をするというのが常道であるかなとは思いますが。しかしながら、現実的にはそうでない場合があった場合については、やはりその辺は委員会で協議をして賛否両論になっても、まとめてするのか、ないしは、まとめられなかった場合には、最終的にはそれはやっぱり議員発議にするというのが現実的ではないかなとは私は思います。現実的であるとは思いますが。しかし、先ほど局長言われたように、委員会の発議の権能の強化ということについては、その辺をどういうふうな形の視点で今回考えていくのかということについては、ちょっとなんか難しいような感じはしますけども、現実的な形で考えると、やはり全会一致は委員会発議、全会一致でない時はやむを得ず議員発議ですということ、方向性としてはそういう考え方でいってるんですけども。

委員長 木澤委員。

木澤委員 いろいろ意見聞かせていただく中で、問題提議したのは私のほうですので、この結論の出し方なんですけども、議会の委員会の運営の運用として、申し合わせとして纏められるのかということになりますけども、やっぱり全会一致の場合に委員会提案するべきだという意見と、そうじゃない意見と両論ありますんで、基本的に申し合わせにするのであれば、最初に言いましたように、全議員が納得した上でそういう運用をしていきたいと思いますというふうに、でないとなんかやっぱり意見がまとまらない、ルール決めてしまうというのはできないと思うんです。でまあ運営についてはね、そうなるとなんかやっぱりまとめられないんで、もう個々の議員さんの判断になっていくのかなというふうには思うんですが。そら私としてもね、ケースバイケースということですから、全会一致の時には委員会発議という形でね、運用していくべきかなと、やっぱり発議者の中に反対している人が入って、ほんで本会議でも反対をするということの矛盾もありますんで、とは思いますが。

委員長 小野委員。

小野委員 ケースバイケースとかね、いろいろ今、飯高委員もおっしゃっているんですけどね、それだったらね、以前と一緒になんですよ、付託した案件で賛成多数で委員会決めたけど、それは議員発議、私はまあだいぶ譲って言った言い方で、もってまわった言い方しているんですが、それだったら何も自治法を改正する必要がないんですよ。何も自治法改正せんでも、権能高めるために改正してある、その意味が以前と一緒にですよ。満場一致で委員会でその陳情を取り上げた、そうした場合は委員全員で、委員会発議というものがなかったから、全員の名前を書いていたんですよ。私は、その中で討論して、委員会としては賛成多数です、反対者がいたから、その反対者の名前はもちろん入れてないんです。議員発議ですよ、これ。委員会発議と議員発議、根本的に違うんです、委員会で

の発議していますと、そのために権能を高めるようにしたわけやからね、そういうルールはできない、ケースバイケースのルールっていうのはルールじゃないんですよ、違いますか。ケースバイケースでそうして取扱を変えて行く、こんなルール違いますやん。どうでもするのはルールを決めたんでも何でもない、だからそういう話だったらおかしい。それと一番、副委員長気にしてはるのはね、私は委員会発議している、そしたら、その委員会に所属していると、だから私は反対だったけど、委員会で発議されたんです。でも、本会議でもその委員会で賛成多数で可決になっているやつを反対討論したらだめやと、委員会で賛成してて、本会議で反対する、これはもう懲罰の問題ですよ、懲罰のね。じゃなくて委員会で私は反対しました、だから本会議で斑鳩町議会は反対者になってもらってもいいし、反対の意思表示してもよろしいし、反対討論して賛成する人はこれはもってのほかやけどね、賛成立つ人はもってのほかやけどね、何を議論してるということになる。だからもう一度ね、私は言います。今のやり方、今の自治法の改正された根本から言えば、その反対討論してもらうことはオッケーなんです。それをだめだといっているんじゃない。ただ、住民から、自分はその委員会に所属しているのに、委員会発議された、せやけど反対してましたと、委員会でね、それだけですむことなんです。だから本会議で反対討論しましたよと、それだけの問題ですよ。だから違法でもなんでもないし、その国の誰かに聞かれたとということですがね、その方がどういうとこまで認識をもって聞かれたか、認識で返事されたかというのは私は疑問なんです。それまで拒否しているんだったらだめですよということですよ。だからその点しっかりとね、もう1回確認してね、ルールづくりというのはあくまでも今やってきたとおり、この前の総務委員会で、あの形が正当な法改正の趣旨を理解して、議会運営をしてきたと、そういう結論しか私は言えないと思います。

委員長

辻委員。

辻委員

これ賛否両論やしね、これ、おれかて小野委員言われるようにやっぱ

り委員会主義ということで、ケースバイケースっていうたら、なかなかちょっと難しい、委員長の判断も難しいと思いますのでね。ある程度改正の趣旨を踏まえた格好でということだと思ってますので。これも委員長にまとめてもらわなきゃあないなということだ。

委員長 暫時休憩します。

( 午前10時02分 休憩 )

( 午前10時09分 再開 )

委員長 再開いたします。

今、いろいろと意見を出していただいておりますけども、賛否両論でございますので、今のこの状況では申し合わせをすることは難しいと思いますので、このまま議論を続けましても結論はでないと思います。

この件に関しましては、今回、ひとまずこれで終わっておきたいと思いますがよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、この件に関しましては、これで終わらせていただきます。

次に、2. その他についてを議題といたします。委員皆さまのほうで質疑、ご意見などがありましたら、お受けいたします。

辻委員 1件、前の総務委員会でもちょっと報告させてもらいましたけれども、社協、来年度から、社会福祉協議会が高齢者の外出支援事業ということでされるということで聞いています。そのとこで、車も2台買うと、で職員も採用しますという報告を受けております。これも外出支援ということで別に反対するということはないですけども。一方、総務委員会のほうで、いろいろデマンドバスとか、我々、生駒とから三郷町のほうで研修もさせていただいております中で、このへんの絡みですね、これを一方で厚生常任委員会では社協のバスの、ちゃんと決まったらまた

報告しますということで、これは無料ということで、我々、一方、総務委員会ではちょっと有料ということで今後審議されるということで、来年度からそういう委員会をつくって検討されるということで、この辺を一体にしたら、またこう、一方もうこれで十分充足されたるからやめよかなという話出てきよってもかなんし、これを一方は社協は厚生委員会、こっちのやつが総務委員会ということで、これどのような格好で、私は総務委員会のほうで、社協のこんなあるから報告してやということを行いましたけれども、この辺の取り扱い、私、どうしたらいいのかちょっとこう、私と中西委員長は両方入っていますけども。他の委員さんもいろいろ意見聞いて、どのような取り扱いさせてもらったらいいかなということは思っていますねけど、そのへん、ちょっと議運でちょっと審議していただいたらなということで、一応、その他ということで提案させてもろてますねんけども、ちょっと他の委員さん、どんな考え方かなと。

委員長 今、辻委員のほうから厚生常任委員会のほうでは、高齢者の支援ということで、今回、運転手さん、乗務員さんの募集、またバス、車2台ですか。

( 「10人乗りの」と呼ぶ者あり )

委員長 という形で計画されていると。それと総務常任委員会のほうでは、デマンドの関係で生駒や三郷に視察に行っていて、勉強していただいている。そして、一方では無料の車が運行してる、また一方では有料を考えているということで、そのへんのかみ合わせをどうなっているのか、またその協議をこれからどういうふうに進めていったらいいのかということだと思えますけれども。何か意見ございませんでしょうか。

小野委員。

小野委員 今、コミュニティバス云々の話から、いろんな総合的に考えていって、デマンドということで視察も行かしてもらってね、そういう具合にやろうと、総務委員会ではそういう。せやけど、総務委員会での答弁、町長

もこの社協の理事長であるから、社協のほうでそういう買い物、福祉のほうから、それで行きますと。私はもうそれで、町のほうのデマンドの方式っていうのは、だぶってくるから、もうできないんだろうなというような認識で総務委員会では聞いているんやけどね。多分、そういう答弁かなと思って、だから厚生の方でもっと煮詰まっていって、結論的には買い物の人らは社協の方の、社協ですから福祉のやから無料で行くんだということで、それで住民に対応してもらえるとということでいいのかな。でまあ、町長とかのほうでは、コミュニティバスはそのまま走らせていくと。コミュニティバスは無料だから、デマンド、同じように採用するという事は、ちょっと何か整理せなこともあるからね、だから全体的にコースをもう少し変えて、コミュニティバスを走らせていく。それから買い物とかの、いろんなあれにはもうデマンドいうものは採用しないのではないかなとは私は思っているんで、あんまりね。だから、私は厚生ちがうから、総務委員ですから。だから、総務委員でそういう話題に上がって、質問してもらって、そういうものを考えていると、今年度の当初ね、言うてもらって、来年度には。どんな形かはしらんけど、走ってくるんやということで期待しているんやけどね。その社協の方の答弁はあったときに、ちょっと私もちょっとカッときて、そらおかしいやんか、その年度間にあわへんやんかと言ったら、町長が社協の方で来年度から、こういう個人的なこと言うたらいかんかもしれんけど、錦ヶ丘の人らもいろいろ言うてはって、来年度からは走りますと言うてるから。町長、無理やと、総務のコミュニティバスのああいうようなことでの、無理やと言わはったときは、ちょっとカッとしたんやけど、社協の方で走らせてもらうということやから、それでいいんかなと思っ  
ているのでね。今、まあ社協の担当いうことは福祉課やもんね、だから、そこで厚生委員会ではいろいろ議論していって整理してはんねと思うし。まあ厚生委員に入っていない総務委員としては、そのことをきちっとやってもらっているんかということで、社協の方できちっとやってもらっているんですかということで、町長兼社協の理事長に聞かしてもらっているというので、総務委員会でどうしようかなというのは、ちょっとわからへんけどね。

委員長 辻委員。

辻委員 元々これ総務委員会のほうでさしてもろた、小野委員もおられるからあのへんとか、買い物難民と。で、今、町長が当初言わった有料でっていうことで、デマンド方式とかいろんな方式あるから、それをまたしようと思ったら1年遅れると。来年かけて何か委員会とか、そういう協議会とかしてからするということの答弁もされている中で、で、町長来年からこれもしまっせというような話が出てきた中で、これ、総務委員会で、デマンドなしにして、これだけでいくかというようになってきたら、またこれ、元々の我々が言うてた、趣旨は大体よう似た感じですよ。これも、買い物難民と外出支援て書いてあるから、趣旨的に一緒やから、そのへんの絡みが、他の委員さんどうかなというような。せっかく総務委員さん、総務委員会で審議してきた中で、ほんだら総務委員会でいりまへんと、これだけでいきまっせとなってきたら、またそれもひとつなんのかなということで、ちょっと小野議員悪いけど、そういうことでちょっとまた。

委員長 木澤委員。

木澤委員 基本的に社協のほうで走らせるということですし、でまあ無料で走らせて、一定の地域ですね、住民にとったらどうなのかというたら、やっぱりプラスになると思うんですね。で、どういう運行するのかとか、中身については、当然、担当の厚生委員会でいろいろ話していただいて、総務委員会としては、それ以外の交通の便が悪い地域をどう補填、カバーしていくのかというところで、町が今後考えていくであろう有料の交通機関をどういう位置づけにしているのかという点については総務委員会で議論していくということができると思うんです。だから、福祉バスのこの中身については厚生委員会でいろいろ考えていただいて、どう充実をさせていくかと、で、それも含めて、それ以外の部分のカバーをどうしていくのかというのを今後、総務委員会で議論していくべきかなと

いうふうに思っているんです。だから、一定、その辻委員が、総務でも福祉バスが走ることについて報告してほしいとおっしゃったことについて、報告はしていただければいいと思うんです。ただ、この中身について、総務委員会で突っ込んで、あんまり議論はできないかなというふうには思うんですけれども。

委員長 辻委員。

辻委員 審議というのはあるけども、大体よく似た、これ3コースに分かれてするということで報告を受けています。まだそのコースも決まっていないということやから、そのへんも、これからこっちのデマンドするコースも関係してきよるかなと思って。一方タダやいうし、一方、100円か200円とるのか、そのへんの、同じところ走って、一方タダや、一方金いりまんねんとなっても、この辺もちょっとなんでやということ、ほんなら総務担当してたら100円とりまんねんと、こっち社協やから無料でんねんと、その辺もちょっとあるさかいに。どっちかにせえ言うのもこれちょっと難しいかなと思いますし、そうか、まとめてするのか。

委員長 今いろいろ出ているけれども、それ総務のほうで、厚生委員会のほうで出た意見を報告してもろて、その委員会の中でまだどうしていくか、そんなかで議論していかなと、今ここでどっちへ持って行くということもできへんし、だから、その都度やっぱり報告していただいて、回られるコースとか、重複する環境も出てくるかわかりませんので、その報告をしていただいて、それをどうしていくかということで、また総務委員会として協議していったらええのではないかと。また料金の話とかそういう関係もありますけれども、あんまりそのへんに踏み込んでいったら、今度、社協のほうの関係もややこしい問題も出てくると思いますので、一応今の話については、総務委員会でその都度報告していただいて、また協議していくと、いう形の取り決めさせてもろたら、どうです。

辻委員。

辻委員　　で、逆に総務で審議されているやつも、報告のほうがいいのかな。一方にまとめてというのはちょっと難しいかなという質問したんやけど。

委員長　　せやから社協で走ってもらってる車は、それはそれでいいと思う。で、今総務のほうで考えているデマンドの関係はこうしまんねんという向こうへの報告は、あんまりそこまではいらんのではないかと思うけどね。この意見については、それでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長　　他ございませんか。

( な し )

委員長　　議長の方からは。

議 長　　ございません。

委員長　　それでは、その他についてもこれで終わらせていただきます。  
以上をもちまして、本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。委員長報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長　　異議なしと認めます。それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会とさせていただきます。どうもご苦労さまでございました。

( 午前10時23分閉会 )